

自己申告による措置の減免（注） 手続の流れ

不正行為等の申告

- ・ 不正行為等に係る申告書（関連資料を含む。）
- ・ 申告した以外の不正行為等を把握していないこと及び
 今後は不正行為等を行わない旨の宣誓書
- ・ 申告から3週間以内に改善措置を策定・報告し、措置の
 減免後にもその実施状況に係る報告を行う旨の宣誓書

の提出

（申告から3週間以内）

- ・ 改善措置（再発防止策）の策定・報告

措置の減免に係る方針検討・決定・通知 【外務省】

改善措置の実施状況の報告

- ・ 外務省の求めによるほか、年1回（3年間）の報告

（注）本手続で免除等の対象となるのは、国際協力局が行う措置のみです。